



# 東濃西部

## 消費生活相談のあれこれ



NO.5

発行：東濃西部広域行政事務組合

### 事業者と消費者の契約

民法では口頭の約束によって契約は成立しますが、消費者契約のうち一定の取引形態については契約内容を明確にして消費者に伝えることが特に重要となります。そこで、訪問販売や電話勧誘販売などの特定の取引は、事業者が契約書面の交付義務を負っています。消費者は事業者と情報力や交渉力に格差があるため、特定の法律によって保護されています。消費者かどうかの判断は「単に営利を目的とした契約」がすべて事業者とされるわけではなく、実態と取引との関連性を考慮します。そのため、零細で行っている事業者は消費者として判断されることもあります。

### ほんとーに こんな相談ありました



宅配業者が代金引換の荷物を届けに来たので、商品代金を言われるがまま支払った。開封してみたら注文した覚えのない健康食品が入っていた。業者に電話したら「注文しているから返品はできない」と言われた。

### アドバイス

最近、注文していないのに健康食品などを送りつける商法が流行っています。宅配業者が届けにきても安易に代金を支払わず、家族に再度確認し、再配達を依頼するなどの予防が必要です。受取ってしまった場合は商品の中身は開封せず、早急に消費生活窓口に相談してください。

### 新規・継続 2月の相談件数



「〇〇を還付します」と公的機関を名乗る「振り込め詐欺」の相談が増えています。特に年度末は注意が必要です。